

追加要望に対する農政部としての考え方

1. 回答

(事業の実施)

- 道営農業農村整備事業を行う場合は、土地改良法に基づき、農業者が申請人となり、地域の意向を取りまとめ、事業計画の概要を作成し、その事業計画の概要に基づき、地域住民への意見聴取や、市町村との協議、受益者など関係権利者の同意徴集を行った後に、道に対して施行の申請を行う。
- 道は、農業者が作成した事業計画の概要に基づき、事業の必要性、経済性などを確認するとともに、事業量や事業費を精査した上で事業計画を作成し、事業が実施される。

(事業計画の変更)

- 事業に着手した後であっても、干ばつや大雨などの自然災害が発生した場合や、地域で離農者が発生し、その跡地を引き受けるなど、営農計画や経営状況の変化に伴い、農業者から追加の整備要望が寄せられることがあり、そのような場合は、土地改良法で定められている手続きにのっとり、事業計画を変更することが可能となっている。
- その際、農業者からの要望を全て追加しているのではなく、現地確認や地区内の全ての農業者へ聞き取りを行った上で、道が真に必要と判断し、当該地区で一体的に整備した方が効果的で、かつ①事業の必要性、②技術的可能性、③経済性・効率性、④負担能力の妥当性、⑤環境との調和への配慮等について認められる場合は、事業計画の変更を行い事業を実施している。

○ 大雨や干ばつによる農業被害事例

●大雨（湿害）による農業被害

排水路の越水による湛水被害



ほ場の低地部における湛水被害



連続的な降雨は、排水路の越水を引起し、隣接するほ場の低地（窪地や褶曲）部が湛水し、作付作物の成長を阻害する。

●干ばつによる農業被害

乾燥による地割れ状況



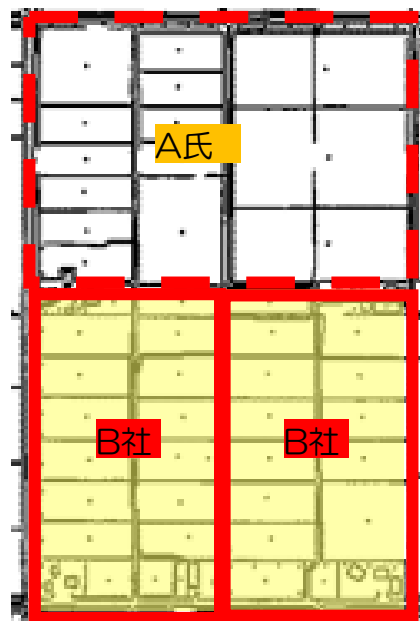
乾燥した土壌により変形した玉ねぎ



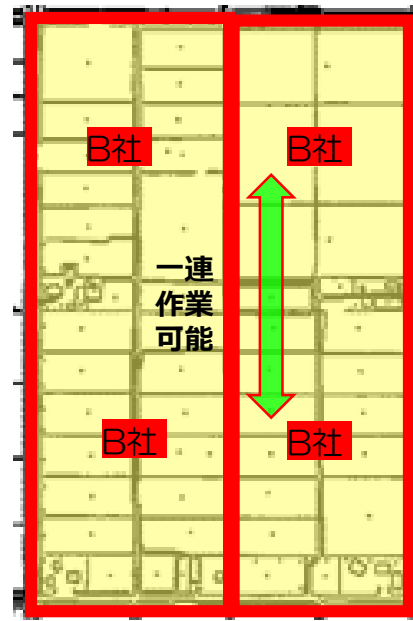
干ばつ被害を受けた場合、乾燥に起因する、農作物の未成熟・変形等、作付作物の成長を阻害する。

・流動化により規模拡大ができた農家の作業の効率化

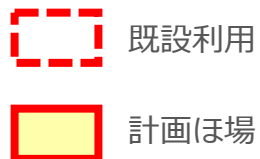
概要図



区画整理 8ha



区画整理 16ha (8ha増)



- ・計画ほ場の隣接地（A氏）が、離農跡地となる
- ・その離農跡地について、隣接ほ場を所有するB社が取得
- ・隣接ほ場と一体的に施設配置を整備をすることで、効率的な営農作業が可能